

第11回原子力委員会臨時会議議事録（案）

1. 日 時 2006年3月20日（月）10:00～10:30
2. 場 所 中央合同庁舎4号館7階共用743会議室
3. 出席者 近藤委員長、齋藤委員長代理、木元委員、町委員、前田委員
内閣府 原子力政策担当室
戸谷参事官、森本企画官、池田主査
4. 議 題
 - （1）四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（答申）
 - （2）齋藤原子力委員会委員長代理の海外出張について
 - （3）町原子力委員会委員の海外出張について
 - （4）その他
5. 配付資料
 - 資料1-1 四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（答申）
 - 資料1-2 四国電力株式会社伊方発電所原子炉設置変更許可申請（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）の概要
 - 資料2 齋藤原子力委員会委員長代理の海外出張について
 - 資料3 町原子力委員の海外出張について
6. 審議事項

（近藤委員長）きょうは月曜日開催なので臨時会議ということですが、議題が4つあります。

1つは、四国電力伊方発電所の原子炉の設置変更について、2つ目が齋藤委員の海外出張について、3つ目が町委員の海外出張の件、四つ目がその他です。前回の定例会議の議事録は間に合っておりませんのでありません。

 - （1）四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（答申）

(近藤委員長) それでは最初の議題、昨年7月に原子力安全・保安院から諮問のあった四国電力伊方発電所の原子炉の設置変更について、その後、原子力委員会にて検討を行い、各委員の意見を取りまとめ、答申案を作成いたしました。これについて事務局から説明いたします。よろしく願いいたします。

(戸谷参事官) お手元の資料の第1 - 2号に原子力安全・保安院が作成いたしました四国電力株式会社伊方原子力発電所の設置変更許可申請の概要がございます。

申請の概要につきましては、1ページ目でございますが、四国電力伊方発電所1号炉、2号炉及び3号炉との設置変更の許可申請ということで、平成16年11月1日に申請がなされております。その後、平成17年7月15日付で一部補正が行われております。

変更の項目といたしましては、(5)にございますように、まず3号炉におきまして、使用済燃料を再処理して得られましたプルトニウムを利用いたしますウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の集合体を取替用の燃料の一部として装荷するということとございます。これに伴いまして、非常用制御設備の反応度制御能力に関連する制限値の一部及び燃料取替用水タンクのほう素濃度を変更するといったようなことと、核燃料物質取扱設備及び核燃料物質貯蔵設備の記載を変更するというものでございます。

また、1号炉及び2号炉の安全保護回路につきまして、一部を「2 out of 4」方式に変更することに伴いまして、安全保護回路の信号を変更するといったようなこと。

それから、1号炉及び2号炉の蓄電池負荷の変更に伴いまして、1号炉及び2号炉のその他原子炉の附属施設の構造及び設備の記載のうち、蓄電池の記載を最新の記載形式に合わせる。

それから、運用性向上等の観点から、1号炉、2号炉及び3号炉の放射性廃棄物の廃棄施設の一部を1号炉及び2号炉を共用化、または1号炉、2号炉及び3号炉を共用化するというようなことに伴いまして、1号炉及び2号炉の放射性廃棄物の廃棄施設の一部を廃止するといったものでございます。

安全保護回路の変更、あるいは放射性廃棄物施設の変更の工事計画につきましては、概要の8ページの図1に記載されております。

MOX燃料集合体及び放射線廃棄物施設の変更、これは3号炉でございますが、これにつきましては工事を伴わないということとございます。

本件変更にかかります工事に要します資金の額につきましては、1号炉、2号炉の放射性廃棄物施設の変更工事が約2億円、1号炉、2号炉の安全保

護回路の変更は、安全保護回路の取りかえに合わせて行うということでございますけれども、約30億円ということであり、これらの工事に要します資金については、自己資金、社債及び一般借入金により調達する予定であるということでございます。

2ページの2.以降に変更の概要につきまして記載がございますが、これにつきましては、説明は省略させていただきます。

(戸谷参事官) それでは、原子力委員会としての答申案については、資料の第1-1号に用意させていただいておりますので、読み上げをさせていただきます。

(池田主査) それでは、資料第1-1号に関しまして読み上げさせていただきます。

四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の変更)について(答申)(案)。

平成17年7月27日付平成16・11・01原第10号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

別紙、1.核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第24条第1項第1号(平和利用)。本申請は、原子炉の使用の目的(商業発電用)を変更するものではないこと。発生する使用済燃料を、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間は、発電所内で適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではないこと。海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないことから、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないと認められるとする経済産業省大臣の判断は妥当である。

2.法第24条第1項第2号(計画的遂行)。本申請は、ウラン資源の有効利用を目的とするものであり、原子力発電を「基幹電源に位置づけ、最大限に活用していくこと」とし、また、「使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用していくこと」とする我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画(以下、「長期計画」という)の方針に沿ったものであり、原子力発電を「基幹電源に位置づけて、着実に推進していくべき」とし、また、「使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン

等を有効利用する」とする今般策定された原子力政策大綱の方針にも沿ったものであること。発生する使用済燃料を、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間は、発電所内で適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではなく、長期計画及び原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに関する基本方針に沿ったものであること。本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質（ウラン）を、計画的に確保することとしており、核燃料物質（プルトニウム）については、使用済燃料の再処理により回収されるプルトニウムを利用していくとしていること。発生する放射性廃棄物を、長期計画の方針に沿って処理・処分するという方針を変更するものではなく、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の処理・処分にに関する基本方針にも沿ったものであることから、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

3. 第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る）。本申請は、申請に係る変更に伴う工事に要する資金を、自己資金、社債及び一般借入金により調達する計画としていること。四国電力株式会社における総工事資金の調達実績と比較して、この資金調達量は大きくないことから、原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

以上でございます。

（近藤委員長）ありがとうございました。

いかがでございますでしょうか。

（木元委員）よろしいと思います。

（齋藤委員長代理）変更項目の内、安全保護回路等は技術的なことなので、私どもに関係する課題ではなく、補足的に、プルサーマル計画について、記述をより明確にしたということで、答申としてはこれでいいのではないかと思います。

（近藤委員長）ありがとうございました。なお、原子力政策大綱には、「使用済燃料は当面は利用可能になる再処理能力の範囲で再処理を行う」とあって、その次に「中間貯蔵された使用済燃料及びプルサーマルにより発生する軽水炉使用済MOX燃料の処理の方策は2010年ごろから検討する」というくだりがあります。原子力政策大綱と整合性がこの申請はあると答申案ではしていますが、もしかするとわかりにくいと言われる可能性があります。私どもが、なぜこの申請が原子力政策大綱の基本方針に沿ったものであると考えているかということ、使用済MOX燃料の再処理の方策については、使用済燃

料の再処理で回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用するという基本方針を踏まえ、柔軟性にも配慮してその検討を進めるという方針の範囲内に本申請が入っていると判断したからです。原子力委員会として、原子力政策大綱に書いてある以上の具体的な方針を決めた上で、それに整合しているとしたのかと言われる可能性がなきにしもあらずかと思えます。そのときには、原子力政策大綱の方針の範囲内にあるという意味で、方針に沿ったものという判断をしたのだとご説明をいただくのが適切ではないかと思ひ、発言させていただきます。

(前田委員)細かい議論をすれば、今おっしゃられたようなところまで解明する必要があると思ひますけれども、一応この答申としては、そういう大きな枠組みの中に入っているということでもいいと思ひます。

(近藤委員長)よろしゅうございますか。

(町委員)結構です。

(近藤委員長)皆さんのお考えが、そういう認識で一致しているということを確認する意味で、一言申し上げました。

それでは、そういう認識のもと、この文言で経済産業大臣に答申することとします。

ありがとうございました。

(2) 齋藤原子力委員会委員長代理の海外出張について

(近藤委員長)それでは、次の議題。

(戸谷参事官)次の議題は、齋藤原子力委員会委員長代理の海外出張についてということでございます。資料第2号でございます。

出張先といたしましては、英国、フランス、それからフィンランドの3カ国でございます。出張期間は3月26日から4月2日までということでございます。

今回の渡航目的といたしましては、ヨーロッパの高レベルの放射性廃棄物の処理・処分等の動向調査ということで、現地の視察とともに、原子力関係者等との意見交換を行うということでございます。

主要な日程といたしましては、ここにごございますとおり、26日にご出発をされまして、27日にイギリスにて関係者等との懇談、それからその日のうちにラ・アーグに移りまして、ラ・アーグの再処理工場、それからビュール地下研究所の視察、それと30日にパリにおきまして関係者等との会談、あと31日はフィンランドにおいてオルキオトの地下研究所、それから原

子力発電所等との視察を行って、東京にお帰りになるという日程でございます。

(近藤委員長) 引き続いて、町委員の海外出張についてをお願いいたします。

(3) 町原子力委員会委員の海外出張について

(戸谷参事官) 引き続きまして、資料第3号、町原子力委員の海外出張についてということで、出張先といたしましては、タイ及び大韓民国でございます。26日にご出発、31日にご帰国ということでございます。

渡航目的といたしましては、タイで開催されますIAEA(国際原子力機関)によります第28回RCA(原子力科学技術に関する研究、開発および訓練のための地域協力協定)政府代表者会合にご出席をいただきまして、FNCA(アジア原子力協力フォーラム)の活動についてのご説明等があるということでございます。

それが終わりました後、韓国の方に移りまして、韓国の原子力研究所等の視察とともに、韓国の政府関係者との会談を予定するということでございます。日程につきましては、4. にありますように、27日、28日がRCAの政府代表者会合でございます。それからあと29日、30日が韓国における視察及び会談ということでございます。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

いかがでございましょうか。

齋藤委員の30日ロンドン発というのは。

(齋藤委員長代理) これパリの間違いなので修正をお願いいたします。

(近藤委員長) ありがとうございます。

いいですか。それでは、よろしく申し上げます。

(4) その他の議題

(近藤委員長) その他の議題をどうぞ。

(戸谷参事官) その他は、特にございません。

(近藤委員長) よろしゅうございますか。

それでは、今日はこれで終わります。

ありがとうございました。

以上